

## 徳島市移動式とくしま赤ちゃんの駅貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者が外出時に気軽におむつ替えや授乳などができるよう、本市の移動式とくしま赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 赤ちゃんの駅の貸出を受けることができる者は、市内で開催されるイベント等の実施主体となる市内の個人及び法人等（以下「イベント等の主催者」という。）とする。

(対象イベント等)

第3条 市内で開催されるイベント等で、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員と関係のある法人等が実施するイベント等でないこと。
- (2) 青少年の健全な育成を妨げるイベント等でないこと。

(貸出品)

第4条 貸出を行う赤ちゃんの駅の品は、次のとおりとする。

- (1) テント（本体）
- (2) 折りたたみおむつ台
- (3) 折りたたみ椅子
- (4) レジャーシート
- (5) 風対策ウエイト
- (6) のぼり

(貸出期間及び台数)

第5条 赤ちゃんの駅の貸出期間は、引渡しの日から7日以内とする。ただし、貸出期間が7日を超える場合については、貸出を受けるイベント等の主催者と市が協議し、延長することができる。

2 一度に貸出を受けることができる赤ちゃんの駅は一式とする。

(費用)

第6条 赤ちゃんの駅の貸出については、財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第15号）第7条の規定に基づき、無償とする。

(損害の賠償)

第7条 赤ちゃんの駅の貸出にあたり、故障、破損又は亡失させた場合、貸出を受けたイベント等の主催者はただちに市長に報告するとともに、その理由が借受人の故意又は過失等による場合は、借受人の責任においてこれを原状に復さなければならない。

(貸出の手続)

第8条 赤ちゃんの駅の貸出を受けようとするイベント等の主催者は、赤ちゃんの駅貸

出申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、貸出する場合は、赤ちゃんの駅貸出書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 赤ちゃんの駅の貸出受付は、当該事業の実施予定日に当たる日の1ヵ月前からとし、赤ちゃんの駅貸出申込書（様式第1号）を担当者が受理した時点において受付したものであるものとする。
- 4 市長は、赤ちゃんの駅の貸出時には、その使用方法、注意点及び貸出附属品数を借受人に説明しなければならない。

（記録）

第9条 市長は、赤ちゃんの駅を貸出した場合は、赤ちゃんの駅貸出記録簿（様式第3号）に記録するものとする。

（貸出中の注意事項）

第10条 借受人は、赤ちゃんの駅内を常に清潔に保つとともに、事故等が発生しないよう安全確認を行なうため、赤ちゃんの駅を常に管理できる職員を1人以上配置するものとする。

（返却等）

第11条 市長は、貸出された赤ちゃんの駅が返却されたときは、使用の有無、異常の有無、貸出附属品及び作動確認を行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年11月15日から施行する